定款	
一般社団法人みい青年会議所 定　　款 第１章　　総　則 （名称） 第１条　本会議所は、一般社団法人みい青年会議所（英文名　Junior　Chamber　International　Mii）と称する。 （事務所） 第２条　本会議所は、主たる事務所を福岡県小郡市に置く。 第２章　　目的及び事業 （目的） 第３条　本会議所は、地域社会と国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と資質の向上に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。 （運営の原則） 第４条　本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。また、事業の収益金について、個人配当を行わない。 ２　本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。 （事業） 第５条　本会議所は、第３条の目的達成のため次の事業を行う。 (1) 地域社会の経済・社会・文化及び政治の改善・発展に寄与する事業 (2) 時代を担う青少年の心身の成長を促し、又は地域に対する関心を高め若しくは主体的姿勢を育む事業 (3) 地域を牽引する人材を育成する事業 (4) 会員の修練及び会員相互の連携に関する事業 (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業 (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業 第３章　　会　　員 （会員の種類） 第６条　本会議所の会員は、次の４種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員　　小郡市及びその周辺に住所又は勤務先を有する満 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度中に 40 歳に達した時はその年度内に限り正会員の資格を有する。 (2) 特別会員　満 40 歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者。 (3) 名誉会員　本会議所に功労のあった者で理事会で承認された者。 (4) 賛助会員　本会議所の趣旨に賛同しその発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者。 （入会） 第７条　会員になろうとする者は、一般社団法人みい青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）に定める手続きを経て、理事会の承認を得なければならない。 （入会金及び会費） 第８条　正会員及び賛助会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程に定める額を支払う義務を負う。 （会員の権利及び義務） 第９条　会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。 ２　会員は、定款その他の規程を遵守するとともに、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。 （会員資格の喪失） 第 10 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。 (1) 退会したとき (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき (4) 法人又は団体が解散したとき	

(5) 除名されたとき
(6) 総正会員の同意があったとき
(7) 第 8 条の支払義務を履行しないとき

（退会）
第 11 条　会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（除名）
第 12 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て、これを除名することができる。
(1) 本会議所の定款又は諸規程に違反したとき。
(2) 本会議所の名誉をき損し、又は本会議所の目的に反する行為をしたとき。
２　第１項の規程により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の１週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
３　第１項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）
第 13 条 会員が第 10 条の規程によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章　　社　員　総　会

（種類）
第 14 条　本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
２　前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（構成）
第 15 条　総会は、全ての正会員をもって構成する。

（権限）
第 16 条　総会は、次の事項について決議する。
(1) 事業報告の承認
(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(3) 会員の除名
(4) 役員の選任及び解任
(5) 顧問の選任及び解任
(6) 理事長候補者の選出
(7) 定款の変更
(8) 会員資格に関する規程の制定及び変更
(9) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
(10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
(11) 合併、事業の全部または一部の譲渡
(12) 理事会において総会に付議した事項
(13) その他法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 17 条　通常総会は、毎年度１月及び９月に２回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 18 条　総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
２　理事長は、議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、遅滞なく請求があった日から 6 週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
４　理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

（議長）
第 19 条　総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

（定足数）
第 20 条　総会は、正会員の総議決権数の過半数の出席をもって成立する。

（決議）
第 21 条　総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第２項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決する。

（代理）
第 22 条　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について代理人をもって議決権を行使することができる。
２　前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
３　第 1 項の規定により議決権を行使する正会員は、第 20 条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）
第 23 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　総会議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。
３　総会の日から 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章　　役　員　等

（役員）
第 24 条　本会議所に次の役員をおく。
(1) 理事 5 名以上 20 名以内
(2) 監事 1 名以上 3 名以内
２　理事のうち、1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

（選任）
第 25 条　本会議所の理事及び監事は、総会において、これを選任する。
２　理事長、副理事長、専務理事を理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、理事、その他規則で定める職務を兼ねることができない。
４　役員候補者の選出方法については、役員選出の方法に関する規定に従う。

（理事の任期）
第 26 条　理事の任期は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に満了する。但し、再任を妨げない。
２　理事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（監事の任期）
第 27 条　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
２　補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了するときまでとする。
３　監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

（辞任及び解任）
第 28 条　役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
２　役員は、総会において解任することができる。
３　監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議に基づいて行わなければならない。

（理事の職務及び権限）
第 29 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより本会議所の職務を執行する。
２　理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、理事長の職務全般を補佐する。
４　専務理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、理事長を補佐して業務を総括するとともに事務局を統轄する。
５　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）
第 30 条　監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事会への報告義務）
第 31 条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）
第 32 条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
２　監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
３　前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（総会に対する報告義務）
第 33 条　監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差し止め）
第 34 条　監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。））
第 35 条　本会議所に直前理事長 1 名を置くほか、必要に応じて顧問又はアドバイザーを置くことができる。
２　顧問は 2 名以内、アドバイザーは１名以内とする。
３　直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
４　顧問及びアドバイザーは、理事長が推薦し、総会においてこれを選任する。

（直前理事長等の職務）
第 36 条　直前理事長等の職務は、次のとおりとする。
(1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
(2) 顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
２　直前理事長等の任期は、第 26 条の規定を準用する。

（直前理事長等の解任）
第 37 条　直前理事長等の解任については、第 28 条の規定を準用し、総会でこれを行う。

（報酬等）
第 38 条　本会議所の役員及び直前理事長等は無報酬とする。
２　役員及び直前理事長には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第 6 章　　理　事　会

（構成）
第 39 条　本会議所に理事会を置く。
２　理事会はすべての理事をもって構成する。
３　直前理事長等は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（権限）
第 40 条　理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。
(1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
(2) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
(3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
(4) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止に関する事項
　①役員の選任の方法に関する規程
　②定款第１６条８項に掲げる規程以外の規程
(5) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

(6) 理事の職務の執行の監督
２　理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1) 重要な財産の処分及び譲り受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人（事務局員）の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

（種類及び開催）
第 41 条　理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
２　通常理事会は毎月 1 回以上開催する。
３　臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 第 32 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき
(3) 第 42 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき

（招集）
第 42 条　理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。
２　理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
３　前項の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
４　理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）
第 43 条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した副理事長がこれにあたる。

（定足数）
第 44 条　理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

（決議）
第 45 条　理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（決議の省略）
第 46 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 47 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第 29 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第 48 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。
３　理事会の日から 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章　例会及び委員会等

（例会）
第 49 条　本会議所は、一般社団法人みい青年会議所運営規程に定めるところにより、毎月 1 回以上例会を開く。

（委員会）
第 50 条　本会議所は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。
２　委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、運営幹事若干名及び委員をもって構成する。
３　委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
４　その他委員会に関する必要な事項については、一般社団法人みい青年会議所運営規程に定める。

（室、会議、特別委員会）
第 51 条　本会議所は、室、会議、特別委員会を置くことができる。
２　前項に関して必要な事項は、一般社団法人みい青年会議所運営規程に定める。

第 8 章　　資産及び会計

（資産の管理）
第 52 条　本会議所の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の決議による。

（事業計画及び収支予算）
第 53 条　本会議所の事業計画書及び収支予算書については理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第 54 条　本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）
第 55 条　本会議所が資金の多額の借入をしようとするときは､総会において総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。
２　本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（事業年度）
第 56 条　本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 9 章　　管　　理

（事務局）
第 57 条
本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には所要の職員を置くことができる。
３　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、一般社団法人みい青年会議所庶務規程により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）
第 58 条　定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
２　次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 監査報告
(7) 理事、監事の名簿
(8) その他法令で定める帳簿及び書類
３　定款に定める理事会及び総会の議事録を主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

第 10 章　　情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）
第 59 条　本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第 60 条　本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）
第 61 条　本会議所の公告は、電子公告による。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 62 条　この定款は、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

（解散）
第 63 条　この法人は、社員総会における総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

（余剰金の処分制限）
第 64 条　この法人は、余剰金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）
第 65 条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章　　補　　則

（委任）
第 66 条　本定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附　　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 56 条の規定かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は柴田　公城とする。